

第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直しについて

保育課

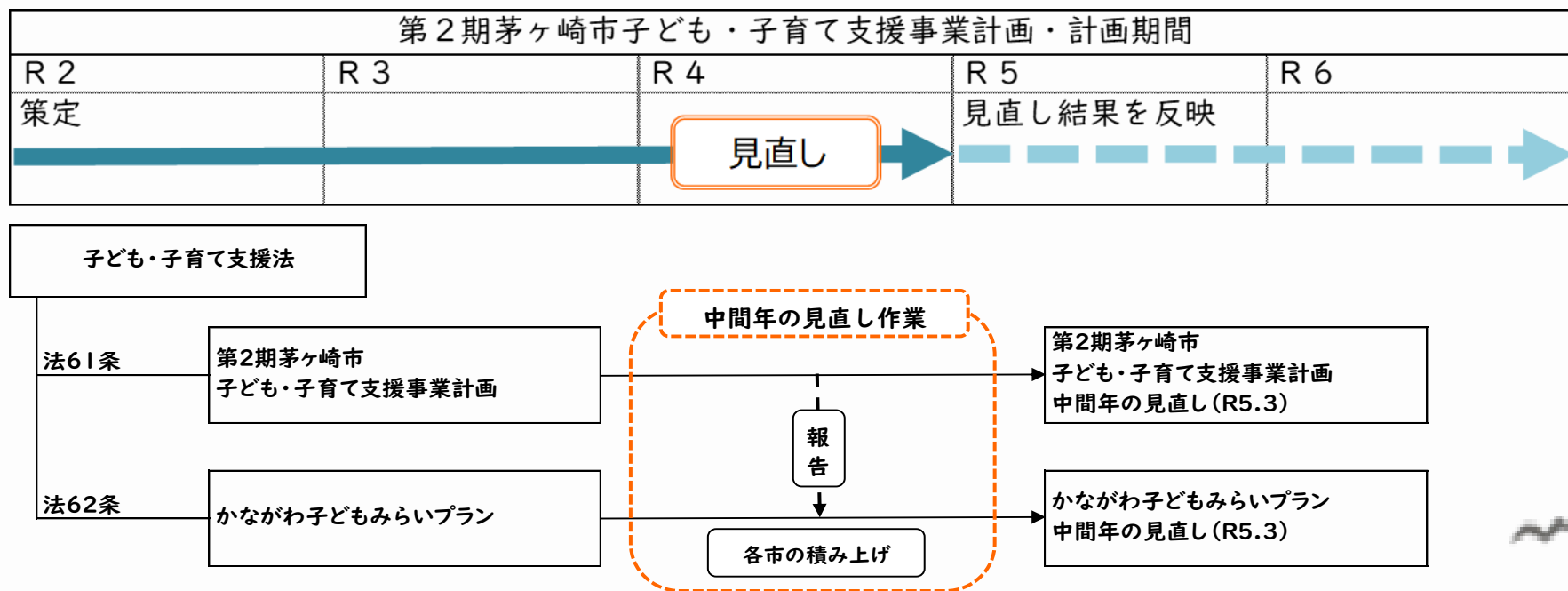
令和4年7月28日



1. 概要

- ・「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画(以下「本計画」という。)」の計画期間はR2～R6までの5年間。
- ・R4に行う見直しは国の基本指針※及び本計画「第1章4計画の期間」に基づく中間年の見直しに該当するもの。
- ・内閣府による通知文書「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(令和4年3月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官)(以下、「国の考え方」という。)」に沿って実施。
- ・定期的に「茅ヶ崎市子ども・子育て会議」及び「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画推進会議」から意見聴取。

※ 基本指針:「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」



2. 見直しの範囲及び考え方

見直しにおける国の考え方と市の見直し範囲（案）は次のとおりです。

【国の考え方（概要）】

見直しが必要

- ・教育・保育の量の見込みと確保方策

必要に応じて見直し

- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画策定時に設定した「量の見込み」と「実績値」を比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要。

【本市が行う見直しの範囲（案）】

国が示す2項目

- 教育・保育の量の見込みと確保方策
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

+

市独自の判断で1項目

- 施策の展開(重点事業/主な取り組み)

||

3項目の見直しを実施

「量の見込み」と「実績値」に10%以上の乖離がある場合、見直しを検討。担当課へのヒアリングや関連計画と調整を図り決定。

2. 見直しの範囲及び考え方

令和4年度に実施する本計画の見直しの目的、範囲及び考え方は次のとおりです。

目的	計画期間の中間年において、「量の見込み」及び「確保方策」に大きな乖離がある場合、令和2年度、3年度の実績に基づき、令和5年度、6年度の数値の補正を行い、今後の計画の実効性を高めることが目的です。
範囲	<div data-bbox="402 468 2390 682" style="border: 2px dashed orange; padding: 5px;"><p>① 施策の展開【市独自】（計画書P.57～P.102）</p><p>② 教育・保育の量の見込みと確保方策【国必須】（計画書P.103～P.122）</p><p>③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策【国適宜】（計画書P.123～P.138）</p></div> <p>[国の考え方（概要）]</p> <ul style="list-style-type: none">・支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きく乖離している場合、見直しを行うこと。・必要に応じて、教育・保育の量の見直しに併せて、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについても見直しを行うこと。
本市の考え方	<p>[範囲①]</p> <ul style="list-style-type: none">・法改正や市の組織改正等に係る変更を行います。 <p>[範囲②③]</p> <ul style="list-style-type: none">・計画と実態がかけ離れている「量の見込み」及び「確保方策」の数値の見直しを行います。

2. 見直しの範囲及び考え方

計画書全体のうち見直しを行う範囲

計画書 (章)	ページ
第1章 計画の策定にあたって	P.1~P.7
第2章 茅ヶ崎市の現状と課題	P.8~P.50
第3章 計画の基本的な考え方	P.51~P.55
第4章 施策の展開	P.57~P.102
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.103~P.140
第6章 計画の推進	P.141~P.143

《見直しⅠ》

- ①「重点事業」及び「主な取り組み」
【市独自】(P.59~P.102)

《見直しⅡ》

- ②教育・保育の量の見込みと確保方策
【国必須】(P.103~P.122)
- ③地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
【国適宜】(P.123~P.138)

3.《見直しⅠ》【① 「重点事業」及び「主な取り組み」（計画書P.59～P.102）】

本計画掲載事業のうち、次の3点に該当する事項の見直しを行います。

《基本施策の展開》

1 事業内容の変更

- ・法改正及び制度の変更等により名称や内容が変更した事業について、変更内容を反映。

2 事業の削除等

- ・廃止や終了した事業を反映。

3 担当課の変更

- ・組織改正等に伴う担当課の変更を反映。

※ 見直しの際は、担当課との協議及び他の関連計画と調整を行います。

※ 法改正や市の組織改正等やむを得ない事情がない限り、事業及び評価指標等の見直しは行いません。

4.《見直しⅡ》【② 教育・保育の量の見込みと確保方策（計画書P.103～P.122）】

支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きく乖離している場合、見直しを行います。

《本計画に掲載の認定区分》

1号	年齢	3～5歳
	対象施設	認定こども園、幼稚園（新制度、新制度未移行）
	要件等	保育を必要としない子ども
2号	年齢	3～5歳
	対象施設	認定こども園、認可保育所、幼稚園（新制度、新制度未移行）と預かり保育の併用
	要件等	保育を必要とする子ども
3号	年齢	0～2歳
	対象施設	認定こども園、認可保育所、地域型保育事業等
	要件等	保育を必要とする子ども

4.《見直しⅡ》【② 教育・保育の量の見込みと確保方策（計画書P.103～P.122）】

量の見込みの見直し

量の見込み：教育・保育を必要とする児童数の見込み

【R1】計画策定時

【a】児童数の推計

0～5歳の推計児童数を1号～3号に振り分け

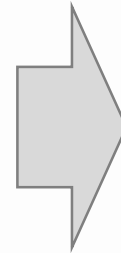
【b】2号・3号の算出

- ・ R2 → アンケート調査結果
- ・ R3～R6 → R2の需要率+需要の増加率※

※ 保育需要の増加率は、過去3年（H29～H31）の増加率を加味し算出

【c】1号の算出

3～5歳の児童数から2号の量の見込みを除いた数



【R4】中間年の見直し

【a】推計児童数の見直し

0～5歳の人口実績を基に、推計児童数を補正

【b】2号・3号の見直し

- ・ 実績を基に、補正する児童数の推計と需要率を掛け合わせ、2号・3号の量の見込みを補正

【c】1号の見直し

3～5歳の児童数から2号の量の見込みを除いた数

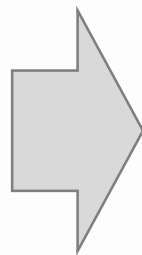
4.《見直しⅡ》【② 教育・保育の量の見込みと確保方策（計画書P.103～P.122）】

確保方策の見直し

確保方策：教育・保育を必要とする児童の受け皿となる数値

【R1】計画策定時

- 受け皿となる利用定員の拡大
- 認定こども園の2号認定の定員や預かり保育定員の拡大
- 定員の弾力化による受け入れ

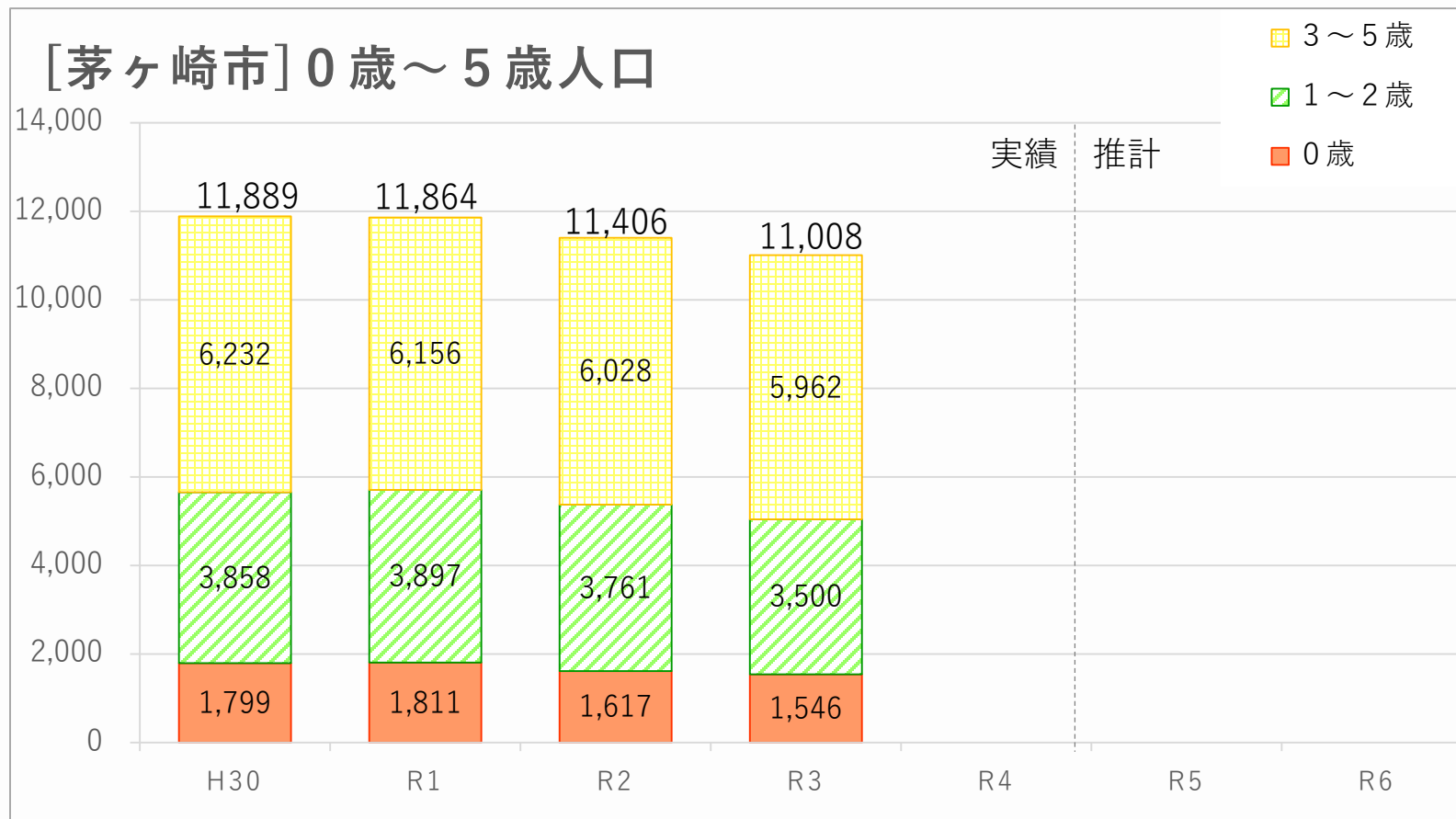


【R4】中間年の見直し

“既存施設の受け入れ体制の強化”や“定員の弾力化による受け入れ”等を踏まえた、R5、R6の受け皿となる数値の見通しを計画に反映

4.《見直しⅡ》【② 教育・保育の量の見込みと確保方策（計画書P.103～P.122）】

[参考] H30～R4実績 / R5～R6補正後の推計児童数



《基本情報》

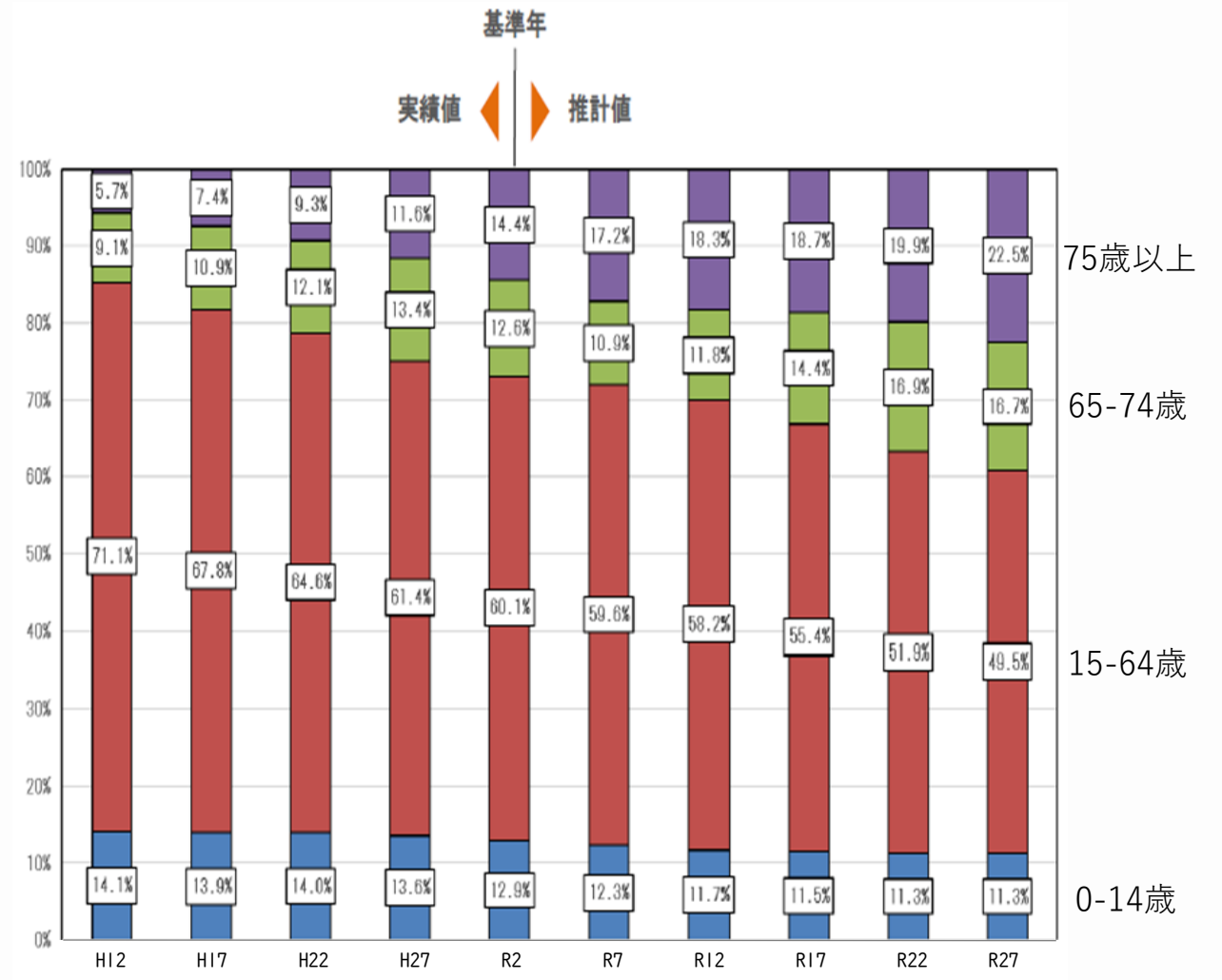
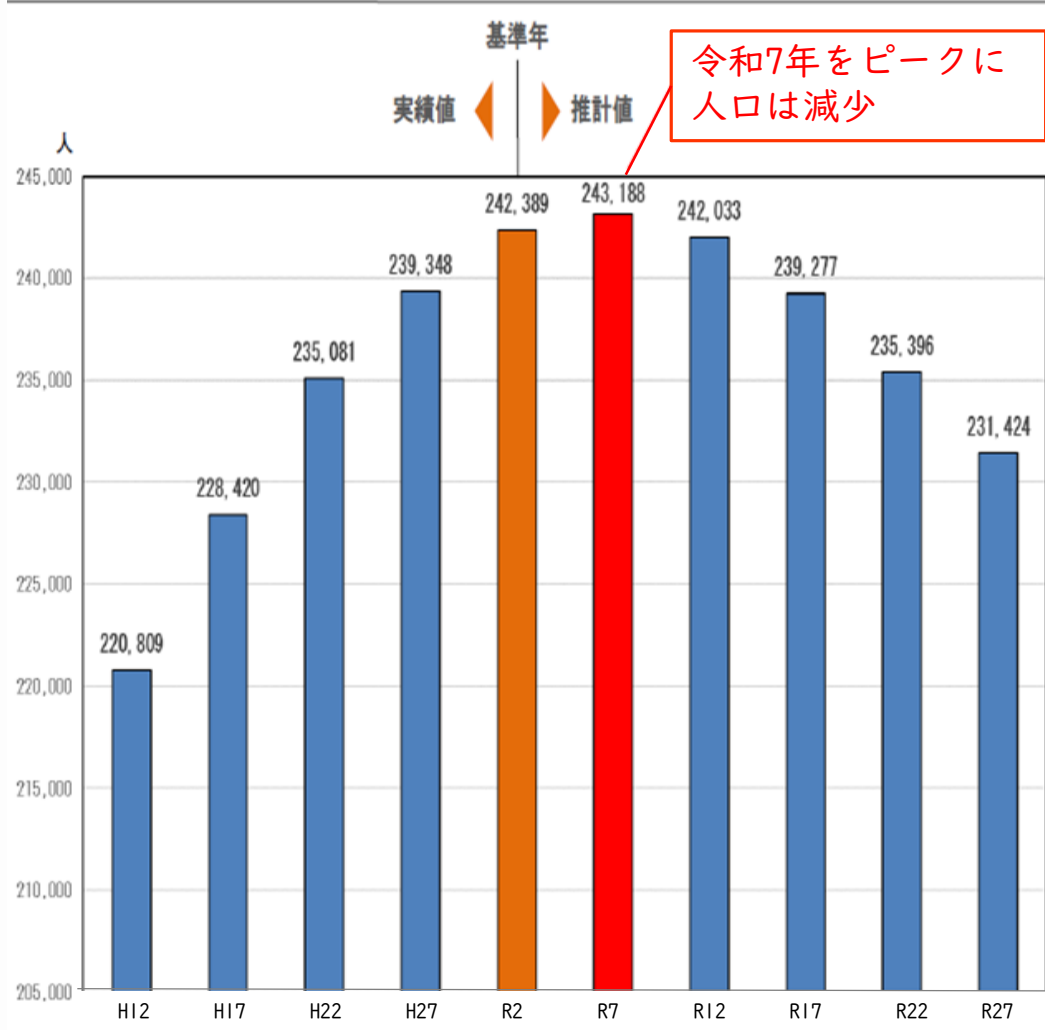
- ・ 県年齢(各歳・5歳階級)別、男女別人口参照(計画策定時算出根拠)
- ・ 0歳から5歳の人口は減少傾向
- ・ 今後も減少する見込み

《今後》

- R4までの実績を基にR5、R6の人口推計を算出

4.《見直しⅡ》【② 教育・保育の量の見込みと確保方策（計画書P.103～P.122）】

将来人口の推移



※ 茅ヶ崎市の将来推計人口 2022(令和4)年1月推計より抜粋

4. 《見直しⅡ》【③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（計画書P.123～P.138）】

各事業の実績や推計児童数の見直し結果等を受け、事業ごとに量の見込み及び確保方策を必要に応じて見直します。

No.	事業名	事業内容
1	時間外保育事業(延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、認可保育所等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する。
2	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	就労等で保護者が不在の家庭を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、指導員の支援のもと児童の健全育成を図る。
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病や仕事、育児疲れ等により、家庭での養育が一時的に困難になった児童を短期的に預かり養育する。
4	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
5	一時預かり事業(幼稚園型)	幼稚園在園児等対象に一時預かり保育を行う事業。教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を対象に実施する。
6	一時預かり事業(幼稚園型以外)	保護者が出産や病気、残業、育児疲れなどの理由により、家庭での保育が困難となった子どもを一時的に預かる。
7	病児保育事業(病児・病後児保育事業)	児童が病気の回復期であり、集団保育が困難な期間において、保護者が就労等の理由で保育できない際に、保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育する。
8	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(小学生のみ)	子どもを預かってほしい人と預かることのできる人が会員組織を構成し、会員相互による育児援助活動を有償で行う。
9	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、各施設や支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴や相談、子育てに関する情報提供等を行う。
11	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断される家庭に対し、保健師・家庭児童相談員等が居宅を訪問し、指導・助言等を行う。
12	妊婦健康診査	妊婦や胎児に影響する疾病の早期発見や生活習慣の改善により、疾病予防と健康増進を図ることを目的とし健康診査を行う。

4. 《見直しⅡ》【③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（計画書P.123～P.138）】

各事業の実績や推計児童数の見直し結果等を受け、事業ごとに量の見込み及び確保方策を必要に応じて見直します。

No.	事業名	見直しの概要
1	時間外保育事業(延長保育事業)	<p>【各事業における見直しの基本的な考え方】</p> <p>量の見込み</p> <p>R2、R3年度の実績等を踏まえ、大きな乖離がある場合は、R5、R6の計画値を見直す。</p> <p>確保方策</p> <p>現時点でR5、R6の計画値との乖離が見込まれる場合は、必要に応じて実態に近づける等の見直しを行う。</p>
2	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	
4	地域子育て支援拠点事業	
5	一時預かり事業(幼稚園型)	
6	一時預かり事業(幼稚園型以外)	
7	病児保育事業(病児・病後児保育事業)	
8	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(小学生のみ)	
9	利用者支援事業	
10	乳児家庭全戸訪問事業	
11	養育支援訪問事業等	
12	妊婦健康診査	

5.工程

見直しに係る工程は次のとおりです。

年度	R3	R4												R5	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
会議		■子ども・子育て会議				■子ども・子育て会議				■子ども・子育て会議				■子ども・子育て会議	
					●推進会議				●推進会議				●推進会議(仮)		
手続等		◆見直しの意向(県照会に回答)				◆需要計画(暫定値)(県に報告)				◆需要計画(確定値)(県に報告)				◆法定協議(県)	